

令和8年8月24日

**ふくしま県産品再生支援事業補助金
(加工食品事業者グループ緊急支援事業) 募集要領**

1 事業の目的

原材料の価格高騰により、経営が圧迫されている県内食品加工事業者の経営安定化に向けて、一定の業種や地域内で活動する複数の加工食品事業者が連携し、効果的に行う、県産品のブランド力強化や販路拡大などの取組に要する経費の一部を支援します。

2 募集対象者

本補助金の募集対象者は、以下の（１）及び（２）の要件を全て満たす者であることが必要です。

（１）福島県内に本拠を置き、以下のア・イいずれかの要件を満たす者

ア 複数の加工食品事業者から構成される組合・業界団体

イ 複数（２者以上）の加工食品事業者から構成されたグループ（本事業の申請に当たり新たに構築されたグループも含む）

※ サプライチェーンによるグループ構築は認められません。

（２）応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする。

【用語の定義】

1 県産品	生産、製造又は加工の最終段階を県内で行っている商品（県外の事業者などにより製造された場合は、主な原料が福島県産であって、県内に主たる事務所を有する者が販売を行っている商品）であって、県のイメージアップを図れるもの。ただし一次産品を除く。
2 加工食品	食品の「品質保存」、「有効利用」、「安定供給」、「栄養素量の改善」、「色・香り・味などの嗜好性の向上」、「簡便性」、「調理の短縮化」等を図ることなどを目的に、食品に何らかの加工を施したものであり、水産練り製品・肉加工品・乳加工品・嗜好食品・調味料・菓子類・冷凍食品・レトルト食品・缶詰食品・インスタント食品等。
3 加工食品事業者	上記「加工食品」を取り扱っており、県内に本拠を置く事業者・組合等

3 補助内容

(1) 補助対象事業

補助対象経費が2,000千円以上であり、かつ、次のア・イ・ウいずれか、又は複数に取り組む事業とする。

ア 商品開発・改良

(事業例)

- ・共同開発商品企画、統一パッケージ開発
- ・既存技術を活用した新商品等の開発・改良
- ・その他、開発商品の求評会等の開催・試作品の市場評価収集

イ 販路開拓

(事業例)

- ・展示会等への出展
- ・その他、対象加工食品の販路開拓に寄与する事業

ウ 情報発信

(事業例)

- ・メディアを使った情報発信
- ・イベントの開催
- ・その他、対象加工食品の情報発信に寄与する事業

【特記事項】

- ・一定の業種や地域内で複数の県内加工食品事業者が連携して効果的に行う取組であること。(業界全体で連携し、商品のブランド化や高付加価値化を通じて、新たな「福島」の〇〇として県内外に発信できる代表的な商品の創出に資する取組を優先的に採択します。)
- ・展示会等への出展やイベントの開催自体のみを目的とせず、県産品のブランド化に向けた取組であること。

※単なる個社の商品開発等の取組と見受けられるものやグループ内での連携した取組が十分に認められないものなどに関しては、対象外とします。

(2) 補助対象期間

補助決定日から令和9年2月末日（期間内に事業を終了（支払含む）すること。）までとする。

※交付決定が10月中旬以降になることが想定されるため、2月末までに確実に完了できる事業内容としてください。

(3) 補助率等

補助対象経費の5分の4以内の額（小数点以下、切り捨て）とし、補助上限額は10,000千円とする。

※ただし、今回の3次募集については、予算の残額の範囲内で補助金を交付します。このため、申請額が上限額の10,000千円以内であっても、応募状況及び審査結果等により、申請された補助希望額の全額を交付できない場合があります。

(4) 補助対象経費について

補助対象経費	旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、負担金 ※各経費区分における対象経費については別表「補助対象経費一覧」による
--------	---

4 応募申請書類の提出について

(1) 提出方法

応募申請書については、電子データを事務局にメールでご提出ください。なお、送信件名は「【申請】加工食品事業者グループ緊急支援事業」とし、送付後に送付された旨を電話にてお知らせください。

〔提出先〕 メール

事務局：福島県中小企業団体中央会 加工食品事業者グループ緊急支援事業受付係
〒960-8053

福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10階

電話：024-536-1264

Mail: info@chuokai-fukushima.or.jp

(注1) また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

(注2) 締切りを過ぎての提出は受け付けません。

(2) 提出書類

- ① 申請に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行います。審査期間中、必要に応じ記載以外の追加説明資料の提出を求める事があります。
- ② 提出書類や追加提出資料は返却しません。

【提出書類】

- ・応募申請書
- ・補助事業に要する経費の積算基礎を明らかにした書類
(見積書又は経費の根拠が確認できるもの)
- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・組合・業界団体・グループの概要が分かるパンフレット等

(3) 募集期間（応募申請書類提出）

令和8年8月24日（月）～令和8年9月30日（水）（必着）

※予算の執行状況等により、追加募集を行う場合があります。

(4) インターネットによる案内

本募集要領及び事業計画書様式等は下記ウェブサイトからダウンロードすることができますので御利用ください。

検索ワードは、福島県 県産品振興戦略課

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031c/saiseishien-group.html>

5 審査及び結果通知について

提出された計画書を基に審査を実施します。また、審査の結果は、8月12日（水）までに電子メールで通知する予定です。

※審査状況によって、日程が変更になる可能性があります。

6 支援先決定及び補助金交付までのスケジュール（予定）

スケジュール項目	スケジュール
募集期間（応募申請書類提出）	令和8年 8月24日（月）から9月30日（水）
審査、内示	令和8年10月14日（水）
補助金交付申請	令和8年10月14日（水）以降
交付決定、事業着手	令和8年10月14日（水）以降
進捗状況調査（書面・現地調査）	令和8年12月頃
実績報告書類提出、確定調査	令和8年2月下旬
補助金交付	令和9年3月中

※上記スケジュールは変更する場合があります。

7 本事業に関する問い合わせ先

福島県中小企業団体中央会（担当：連携推進課）

電話：024—536—1264 FAX：024536—1217

E-mail：info@chuokai-fukushima.or.jp

（以上）

補助対象経費一覧

経費区分	内 容
報償費	役務の提供等によって受けた利益に対する代償 例：技術習得のために、講師を依頼した場合の講師に対する謝金
旅 費	業務遂行のために出張した場合の交通費、宿泊料の実費額、高速通行料金、駐車料金 対象外：自社従業員の出張日当、自動車の燃料費 交通系 I C カードのチャージ代等
需用費	消耗品費、印刷費、光熱水費（電気料、水道料、ガス料等の一部）、パンフレット作成、パッケージ作成、商品開発に係るサンプル品の原材料費 対象外：デジカメ、使用目的が証明できないコピー代等
役務費	輸送費、郵便代、広告料、手数料（品質検査、各種証明手数料、クリーニング代等） 対象外：振込手数料、租税公課（印紙、証紙）、通話料、保険料等
委託料	<u>特殊な技術、設備を必要とし、あるいは高度の専門的知識を必要とする業務を他の者に委託して実施させた場合の経費</u> 例：イベント運営経営、デザイン料、ホームページ作成・改良（対象事業に係る分のみ）
使用料及び賃借料	賃借料（土地、建物、自動車、備品、機械等の借上げ料及び施設使用料）、展示会・イベント出展料（売上に対する出展料は除く） 対象外：取引によって発生するロイヤリティ等
負担金	展示会、イベントの出展に係る経費

※ 上記の経費のうち、事業の執行に当たり必要なもののみ対象となります。材料費などを計上する場合は必要最低数量としてください。

※ 実績の確認が困難な経費（按分できない経費）や事業終了後の継続使用が可能な汎用性の高い物品及び収益が生じる経費などは、助成対象外となりますので留意願います。

補助金に係る事務手続き

